

分類	種目	主な性能	対象者	上限額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別調整できる機能を有するもの	下肢又は体幹機能障害単独2級以上で常時介護を必要する在宅の者	154,000 円	8年
	特殊マット	じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は消耗を防止できる機能を有するもの	下肢又は体幹機能障害単独1級以上で常時介護を要する在宅の者	19,600 円	5年
	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもの	下肢又は体幹機能障害単独1級以上で常時介護を要する在宅の者	67,000 円	5年
	入浴担架	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	下肢又は体幹機能障害で、入浴に介護を要する在宅の者	82,400 円	5年
	体位変換器	介護者が障害者の体位を変換させるの容易に使用できるもの	下肢又は体幹機能障害単独2級以上で、体位変換に当たって家族等の介助を要する在宅の者	15,000 円	5年
	移動用リフト	介護者が障害者を移動させるにあつて、容易に使用できるもの(天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	下肢又は体幹機能障害単独2級以上の在宅の者	159,000 円	4年
	訓練椅子 (障害児に限る。)	原則として付属のテーブルがついているもの	下肢又は体幹機能障害単独1級若しくは2級以上の在宅の者	33,100 円	5年
	訓練用ベット	腕又は足の訓練ができる器具を備えたもの	下肢又は体幹機能障害単独1級若しくは2級以上の在宅の者	159,000 円	8年
	エアーマット	じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は消耗を防止できる機能を有するもの	下肢若しくは体幹機能障害単独1級の者又は下肢若しくは体幹2級及び上肢2級で総合等級1級であり、常時介護を要する在宅の者	82,400 円	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できるもの(住宅改修を伴うものを除く。)	下肢又は体幹機能障害の者であつて、入浴に介助を要する在宅の者	90,000 円	8年
	便器	洋式便器や手すりつき便器	下肢又は体幹機能障害が単独2級以上の在宅の者	34,650 円	8年
	T字状・棒状つえ	歩行を補助することができるもの	下肢若しくは体幹機能障害又は平衡機能障害の在宅の者	3,150 円	3年
	移動・移乗支援用具	転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具(住宅改修を伴うものを除く。)	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする在宅の者	60,000 円	8年
	頭部保護帽A	スポンジ、革を主材料に製作されたもので、頭部を保護する機能を持つもの	次のいずれに該当する者 1 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害の在宅の者 2 療育手帳A又は精神障害者で、てんかん発作等により頻繁に転倒する在宅の者	15,700 円	3年
	頭部保護帽B	スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作されたもので、頭部を保護する機能を持つもの		37,900 円	
	特殊便器	温水温風を出し得るもの (住宅改修を伴うものを除く。)	次のいずれに該当する者 1 上肢障害が単独2級以上の在宅の者 2 療育手帳Aの者で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な在宅の者	151,200 円	8年
	火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	障害等級2級以上又は療育手帳Aの在宅の者 (火災発生の感知及び避難が著しく困難な世帯構成の場合に限る。)	15,500 円	8年
	自動消火器	屋内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消化できるもの	障害等級2級以上又は療育手帳Aの在宅の者 (火災発生の感知及び避難が著しく困難な世帯構成の場合に限る。)	28,700 円	8年
	電磁調理器	視覚障害者が容易に使用できるもの	視覚障害が単独2級以上の者又は療育手帳Aの在宅の者	41,000 円	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害者が容易に使用できるもの	視覚障害が単独2級以上の在宅の者	7,000 円	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	聴覚障害が単独2級以上で日常生活上必要と認められる在宅の者	87,400 円	10年

分類	種目		主な性能	対象者	上限額	耐用年数
在宅療養等支援用具	透析液加温器		透析液を加温し、一定温度に保つもの	腎臓機能障害単独3級以上で、透析療法を行う在宅の者	51,500 円	5年
	ネブライザー（吸入器）		呼吸器障害者が容易に使用できるもの	次のいずれに該当する者 1 呼吸器機能障害が単独4級以上の在宅の者 2 1と同程度の障害があり、医師が必要と認めた在宅の者	36,000 円	5年
	電気式たん吸引器				56,400 円	5年
	酸素ボンベ運搬車		障害者が容易に使用できるもの	在宅酸素療法を行う呼吸器機能障害又は心臓機能障害を有する在宅の者	17,000 円	10年
	視覚障害者用体温計		視覚障害者が容易に使用できるもの	視覚障害が単独2級以上の在宅の者	9,000 円	5年
	視覚障害者用体重計				18,000 円	5年
	視覚障害者用血圧計				15,000 円	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）		呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	次のいずれかの者であって、人工呼吸器を使用又は在宅酸素療法をしている在宅のもの 1 呼吸器機能障害又は心臓機能障害を有する者 2 1と同程度の障害があり、医師が必要と認めた者	132,400 円	5年
	非常用電源装置	正弦波インバーター発電機	障害者又は介護者が容易に使用可能な、ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が850VA以上のもの	身体障害者手帳所持者のうち、在宅で人工呼吸器、在宅酸素療法、電気式たん吸引器等、日常的に生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療機器を使用している者であって、医師が必要と認めたもの	120,000 円	5年
		ポータブル電源（蓄電池）	障害者又は介護者が容易に使用可能な、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの		60,000 円	
DC/ACインバーター（カーインバーター）		障害者又は介護者が容易に使用可能な、自動車用バッテリー等の直流電源（DC）を正弦波交流電源（AC）に変換する装置で、定格出力が300W以上のもの	30,000 円			
意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置		携帯式で、言葉を音声又は文書に交換する機能を有し、障害者が容易に使用できるもの	音声機能又は言語機能障害者であって、発声・発語に著しい障害を有する在宅のもの	98,800 円	5年
	情報・通信支援用具		障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフトであって、障害者が容易に使用できるもの	視覚障害が単独2級以上又は上肢機能障害2級以上の在宅の者	100,000 円	5年
	点字ディスプレイ		文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができ、音声出力が可能であり、入力した点字を音声で確認することができるもの	視覚障害2級以上又は視覚障害及び聴覚障害の重複重度障害（原則として視覚障害2級及び聴覚障害2級以上）である在宅の者	383,500 円	6年
	点字器（携帯用を含む。）		視覚障害者が容易に使用できるもの	在宅の視覚障害者	10,400 円	7年 5年
	点字タイプライター		視覚障害者が容易に使用できるもの	視覚障害が単独2級以上の在宅の者（就労若しくは就学しているか、就労が見込まれる者）	63,100 円	5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー		デジタル録音図書の再生等が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用できるもの	視覚障害が単独2級以上の在宅の者	85,000 円	6年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置		SPコードに記録されている情報を読み取り、音声を聞くことができるもので視覚障害者が容易に使用できるもの	視覚障害が単独2級以上の在宅の者	99,800 円	6年
	視覚障害者用拡大読書器		画像入力装置を読みたいものの上に置くことで、簡単に拡大された画像をモニターに映し出るもの 文字を読み込むことにより音声出力が可能であり、文字を音声で確認することができるもの	在宅の視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	198,000 円	8年
専用の拡大読書機能が搭載されたタブレット端末等			50,000 円			

分類	種目	主な性能	対象者	上限額	耐用年数
意思疎通支援用具	視覚障害者用時計	視覚障害者が容易に使用できるもの	視覚障害が単独2級以上の在宅の者	13,300 円	10年
	聴覚障害者用通信装置	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの 相手の声を頭部などの骨に振動させて伝える骨伝導方式のハンドセットを搭載した電話機	聴覚障害者又は発音・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる在宅のもの	71,000 円	5年
	聴覚障害者用情報受信装置	字幕や手話通訳の映像をテレビ画面に出力する機能を有し、災害時の緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用できるもの	在宅の聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能なもの	88,900 円	6年
	人工喉頭	利用することにより発声が可能となるもの	在宅の音声・言語機能障害者であって、人口喉頭により音声が発声できるもの	70,100 円	5年
	人工鼻	呼吸を加温・加湿する機能を有するもの（シャント発声を可能とするものも含む。）	在宅の音声・言語機能障害者であって、咽頭摘出しているもの	25,300 円	月額
	点字図書	点字により作成された図書	主に情報の入手を点字によっている在宅の視覚障害者	点字図書と 墨字図書の合計額	
	音声キッチンスケール	視覚障害者が容易に使用できるもの	在宅の視覚障害者であって、本装置によりグラム等を量ることが可能になるもの	29,400 円	5年
排泄管理支援用具	紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具及びサラン、ガーゼ等衛生用品）	ストマ代替品	次のいずれかに該当する者 1 ストマ造設者で皮膚のびらん等によりストマ装着ができない者 2 高度の排尿又は排便機能障害者	12,000 円	月額
	蓄尿袋	身体に装着して排泄物をためる用具	ぼうこう機能障害者	11,300 円	月額
	蓄便袋		直腸機能障害者	8,600 円	月額
	収尿器	常時失禁状態にある者の収尿のための用具	ぼうこう機能、下肢機能又は体幹機能障害者	8,500 円	1年
改修	居宅生活動作補助用具	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの（新築は対象外とする。ただし、被災して新築するときについてはこの限りでない。）	次のいずれかに該当する者 1 下肢若しくは体幹機能障害者で下肢若しくは体幹機能に障害のある者で室内の移動が困難であるため、移動等を円滑にするための住宅改修が必要な者 2 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害が単独3級以上の者	200,000 円	原則1回

備考

1 手帳を持たない難病(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の対象となる疾病をいう。)の患者等は、対象者となる者と同等の状態で、医師が必要と認めた者を対象とする。

2 在宅は、自宅(賃貸住宅又は家族と共同で居住している住宅を含む。)又は共同生活援助を行う住居等で生活する状態とし、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条第2号及び第26条の2第2号に規定する施設等に入所する場合は対象としない。

3 非常用電源装置は、正弦波インバーター発電機、ポータブル電源(蓄電池)、DC/ACインバーター(カーインバーター)のうちいずれか1種目とする。

4 非常用電源装置の維持に要する経費(ガソリン、カセットボンベやエンジンオイル等の購入費、点検・整備費)は対象外とする。

5 人口鼻は、人工鼻カセット接続器具及び接続機器並びに皮膚の接着剤及び剥離剤を含むものとする。

6 聴覚障害者用通信装置は、貸与の対象種目とする。